

保護者様

大田区立矢口東小学校
校長 雨笠 常宣

自然災害(大規模地震や暴風)発生時等の場合の登校と下校について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただきありがとうございます。

平成24年4月に自然災害への対応に関する大田区立学校のガイドラインが定まりました。これに従い、本校では自然災害発生時には、下記のとおりに対応を行っています。子どもの安全確保のために、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 震度5弱以上の地震が発生した場合

〈地域に火災の発生や家屋の倒壊、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認された場合〉

- ・ 校内に児童を留め置きます。
- ・ 保護者や事前に届けのあった方が引き取りに来られたときは、児童を引き渡します。

〈ライフラインや道路の寸断等の被害がない場合〉

- ・ 保護者や事前に届けのあった方の引き取りによる下校を行います。
- ・ 午前中に地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、電気、ガス等の遮断がなく、調理員がいるときは、給食後、保護者等の引き取りによる下校を行います。

2 暴風対応について

- ・ 午前7時に大田区に暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- ・ 下校時に大田区に暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、児童を学校に留め置きます。
- ・ 保護者や事前に届けのあった方の引き取りによる下校を行います。
- ・ 午後6時までに暴風警報又は特別警報が解除された場合は、方面別集団下校を行います。
- ・ 午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合は、保護者等の引き取りによる下校を行います。

* 中学生による弟、妹の引き取りについては、その旨を事前に学校までお知らせください。

3 そのほかの自然災害について

〈登校時〉

大雪、大雨等により登校することが危険であると保護者が判断した場合は、児童を自宅にて待機させてください。そして、安全と判断されましたら速やかに登校させてください。その場合、「遅刻」の扱いとはしません。登校時に連絡帳にて担任に申し出てください。時間外登校する際は、原則として保護者が付き添ってください。なお、時刻によっては「欠席」も想定されますが、その場合も「欠席」として扱いません。後日その旨を担任まで申し出てください。

〈下校時〉

危険な状態になると判断した場合は、終業時刻前に下校させることがあります。

- ・ 児童一人だけでの下校が危険な場合には、教職員が引率の上、集団下校を行います。
- ・ 保護者等に引き取りをお願いする場合や集団下校をする場合には、学校緊急連絡システムによるメール等で連絡します。

* 情報が正確に伝わらなかったり、情報が伝わるまでに時間を要したりすることを避けるため、当日は、大田区教育委員会より一斉通報等の連絡があった場合には、学校緊急連絡システムによるメール配信での連絡となります。

保存版

4 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

(1) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- ・ 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とします。
- ・ 当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。